

安心安全

建築物の安全性を確保！建築基準法が改正になりました。

建築住宅課

◆構造計算適合性判定

マンションの構造計算書偽装問題を受けて建築基準法が改正されました。耐震偽装の再発防止と法令順守の徹底を図るため、今後、一定規模(※)以上の建築物の構造計算書については第三者機関によるチェックが必要になることから、この度、県知事による指定構造計算適合性判定機関（第三者機関）の指定を行いました。

(※)構造計算適合性判定が必要な建築物には

- ・木造で高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
 - ・鉄骨造で地階を除く階数が4以上のもの
 - ・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で高さが20mを超えるもの
- 等が挙げられます。

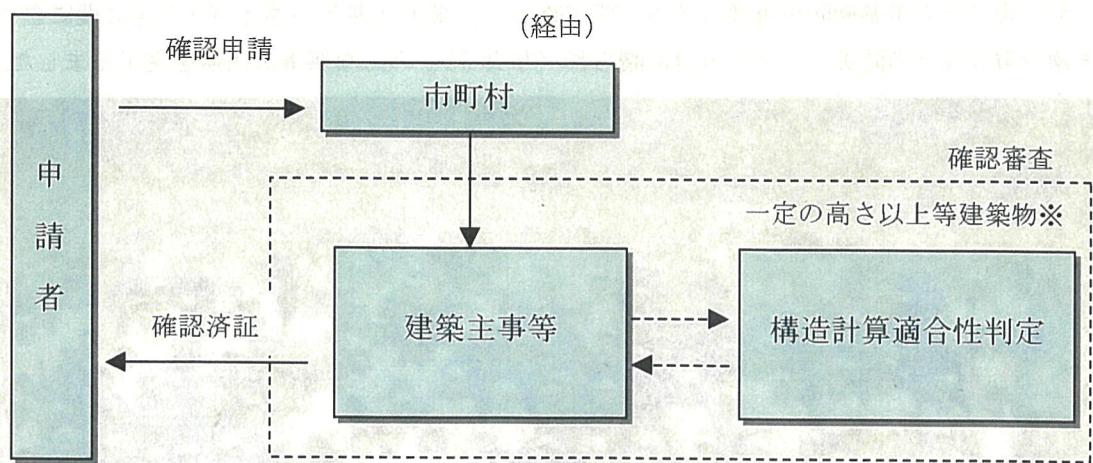
◆指定構造計算適合性判定機関

岩手県では平成19年6月18日現在で、下記の機関を指定構造計算適合性判定機関として指定しました。

機関名称 財団法人 日本建築センター（東京都千代田区外神田六丁目1番8号）

機関名称 財団法人 岩手県建築住宅センター（盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号）

◆構造計算適合性判定の流れについて



◆手数料

構造計算適合性判定が必要な場合は、床面積によって、建築確認申請手数料が137,000円から668,000円の間で加算されます。